

令和4年度 第4回 集団指導

＜地域密着型サービス＞

健康部 介護保険課

説明事項

実地指導の指摘事項について (地密デイ・総合デイ)	P.3～11
実地指導の指摘事項について (地密特養・GH・小多機)	P.12～19
運営推進会議について	P.20～23
介護職員等ベースアップ等支援加算	P.24～29
事業所評価加算について	P.30～33
総合事業Q&Aについて	P.34



幸せ上々、みやこのじょう
国第一の美と伝統、とってあうのがれんと新設

実地指導の指摘事項について

〔 地域密着型通所介護・総合事業通所介護 〕

実地指導の指摘事項について

全サービス共通

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
掲示について	1	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が、事業所の見やすい場所に掲示していなかった。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うか、ファイル等の閲覧可能な形で備え置くこと。
	2	指定通知書について、事業所の見やすい場所に掲示されていなかった。	指定を受けた事業所は、その旨を事業所の見やすい場所に標示すること。
記録の整備について	3	利用者に関する記録の保存年限が市の条例に即していなかった。	利用者に対するサービスの提供に関する記録については、完結の日から5年間保存すること。

実地指導の指摘事項について

介護職員処遇改善加算 算定事業所

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
介護職員処遇改善加算 について	1	当該加算を算定するにあたり、対象職員に対し、賃金改善を行う方法等を周知したことが確認できなかった。	当該加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。また、周知したことを証明できるようにしておくこと。
	2	当該加算が配分されている職員について、介護職員であることが記録上、分からない者がいた。	当該加算の対象である「介護職員」であることが明確に分かるよう、勤務表や雇用契約書等に明示しておくこと。
	3	介護職員の資質向上の目標を定めていなかった。	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。

実地指導の指摘事項について

地域密着型通所介護、総合事業通所介護

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
内容及び手続の説明及び同意について	1	重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。	利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。
受給資格等の確認について	2	利用者の被保険者証の確認が不十分なものがあった。	事業者はサービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確認すること。
地域密着型通所介護計画の作成について	3	地域密着型通所介護計画について、サービスの提供に関わる従業者が共同して作成したことが分からなかった。	介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者に計画のとりまとめを行わせ、サービスの提供に関わる従業者が共同して通所介護計画を作成すること。
	4	地域密着型通所介護計画の作成について、居宅サービス計画の内容に沿って作成されていないものがあった。	通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成すること。
	5	地域密着型通所介護計画について、利用者の同意を得たことが記録上確認できなかった。	当該地域密着型通所介護計画について利用者の同意を得たことが分かるようにすること。
	6	計画について、利用者に交付したことが分からなかった。	当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。
	7	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて作成されていないものがあった。	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
運営規程について	8	運営規定に記載されている内容について、現状と相違があった。	運営規程を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
勤務体制の確保等について	9	月ごとの勤務表において、常勤・非常勤の別が明確でなかった。	指定地域密着型通所介護事業者は、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別を明確にすること。
	10	月ごとの勤務表において、管理者との兼務関係が明確でなかった。	専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
	11	月ごとの勤務表において、従業員の看護職と機能訓練指導員の日々の勤務時間が分けられていなかった。	介護従業者の日々の勤務体制を明確にすること。
	12	月ごとの勤務表において、機能訓練指導員の配置が明確でなかった。	専従の機能訓練指導員の配置を明確にすること。
非常災害対策について	13	非常口の標示がない箇所があった。	非常口の標示をすること。
	14	非常災害に関する計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていなかった。	非常災害に関する計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
	15	非常災害発生時の連絡体制が最新のものに整備されていなかった。	非常災害に際して必要な連携体制の整備をすること。
衛生管理等について	16	利用者の使用する歯ブラシについて、衛生的に管理されていなかった。	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚生労働省2019年3月発出）等を参考に、衛生管理について見直すこと。

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
秘密保持等について	17	退職者を含む従業員が利用者の秘密を保持することを誓約していることが分からなかった。	従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
	18	従事者（パートタイマー）の秘密保持について、利用者の秘密を保持する旨の取り決めが、就業規則になかった。	
	19	利用者の記録等が、誰にでも目につき、持ち出せる状態で保管されていた。	利用者の個人情報の書類の保管は、事務所内の鍵付書庫等、適正に管理すること。
地域との連携等について	20	運営推進会議の議事録を公表していなかった。	指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
会計の区分について	21	各事業所ごとに会計の区分がされていなかった。	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
雇用計画書について	22	労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない者がいた。	賃金、労働時間その他の労働条件を明示すること。
薬の管理について	23	利用者の薬について、利用者の手の届く範囲に保管していた。	誤薬を防ぐため、薬は利用者の手の届かない場所に保管すること。

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
入浴介助加算について	24	入浴を実施した記録について、内容に不足があった。	入浴中の利用者の観察等を含む介助を行った場合に算定すること。また、入浴介助をしたことを記録しておくこと。
個別機能訓練加算について	25	個別機能訓練計画について、利用者の同意を得たことが記録上確認できなかった。	個別機能訓練計画については、利用者に同意を得たことが分かるようにすること。
	26	個別機能訓練に関する記録について、内容に不足があった。	個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。
介護職員処遇改善加算について	27	当該加算を算定するにあたり、対象職員に対し、賃金改善を行う方法等を周知したことが確認できなかった。	当該加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。また、周知したことを証明できるようにしておくこと。
	28	当該加算が配分されている職員について、介護職員であることが記録上、分からない者がいた。	当該加算の対象である「介護職員」であることが明確に分かるよう、勤務表や雇用契約書等に明示しておくこと。

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
総合事業通所介護の具体的取扱方針について	29	総合事業通所介護計画について、利用者の同意を得たことが記録上確認できなかった。	総合事業通所介護計画について、利用者の同意を得たことが分かるようにすること。
	30	モニタリングの結果を介護予防支援事業者等に報告したことが、記録上確認できなかった。	総合事業通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告すること。
介護予防日常生活支援総合事業通所介護計画の作成について	31	利用者に対するサービス提供状況等について、介護予防支援事業者等に報告したことが、記録上確認できなかった。	総合事業通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該総合事業通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告すること。
	32	目標の期間が明確に記載されていなかった。	総合事業通所介護事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、総合事業通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した総合事業通所介護計画を作成するものとする。
運動器機能向上加算について	33	運動器機能向上計画について、利用者の同意を得たことが記録上確認できなかった。	運動器機能向上計画については、当該計画の対象となる利用者に同意を得たことが分かるようにすること。
	34	運動器機能向上計画において、長期目標の設定が基準に沿っていなかった。	運動器機能向上サービスについて、利用者ごとのニーズを実現するための、おおむね3月程度で達成可能な目標（長期目標）を設定すること。
	35	運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、事後アセスメントを実施した結果を地域包括支援センター等に報告したことが分からなかった。	運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る地域包括支援センター等に報告すること。
	36	当該加算終了にあたり、算定届を提出していなかった。	事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らか場合は、速やかにその旨を届出ること。

実地指導の名称変更について

- 国が定めている「介護保険施設等指導指針」より「実地指導」→「**運営指導**」へ名称変更
併せて市の要綱「都城市介護保険施設等指導要綱」についても、改正予定です。
今後は、運営指導の名称で実施していきます。内容について大きな変更はなく、今まで同様、原則実地にて行います。
今後、運営指導への御協力を宜しくお願いします。

実地指導の指摘事項について

認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設
小規模多機能型居宅介護

実地指導の指摘事項について

認知症対応型共同生活介護

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
内容及び手続の説明及び同意について	1	重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。	利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。
入退居について	2	入居申込者の入居に際して、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることが確認できないものがあった。	入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることを確認すること。
サービスの提供の記録について	3	入浴を実施した日について、記録がないものがあった。	サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録すること。
	4	計画通りの入浴が実施できなかった場合の詳細について、記録していなかった。	
認知症対応型共同生活介護計画の作成について	5	認知症対応型共同生活介護計画を作成していないものがあった。	計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。
	6	計画の作成にあたって、利用者又は家族に説明し、同意し、交付したことが分らなかった。	認知症対応型共同生活介護計画を作成の作成にあたっては、利用者又はその家族に対し、その内容等を説明した上で同意を得、また、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付すること。

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
運営規程について	7	運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。	運営規程を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
勤務体制の確保等について	8	勤務表において、職種、常勤・非常勤の別、兼務関係が明確でなかった。	介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。また、介護従業者の員数は常勤換算で算出する観点から、調理士との兼務関係等を明確にすること。
	9	勤務表と出勤簿が一致しないものがあった。	人員基準を守るために正確な記録となるよう注意すること。
非常災害対策について	10	非常口の標示がない箇所があった。	非常口の標示をすること。
	11	非常災害に関する計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていなかった。	事業者は非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すこと。
衛生管理等について	12	利用者の使用する施設又は設備について、衛生上必要な措置を講じていないものがあった。	感染症の発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じること。また、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚生労働省2019年3月発出）等を参考に、衛生管理について見直すこと。
	13	感染症発生時に使用する衛生用品の備蓄が不十分だった。	感染症発生時、まん延を防止するために必要な衛生用品について十分な備蓄をしておくこと。
協力医療機関等について	14	協力医療機関を定めていることが確認できなかった。また、協力医療機関等との間で、あらかじめ必要な事項を取り決めていなかった。	サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
秘密保持等について	15	利用者の個人情報が誰にでも目につく状態となっていた。	玄関の掲示等誰にでも目につく場所での個人情報の取扱いには十分留意すること。
	16	利用者の記録を保管する書庫について、鍵がかけられない状態だった。	利用者の個人情報の書類の保管は、事業所内の鍵付書庫等、適正に管理すること。

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
薬の管理について	17	利用者の薬(ぬり薬)について、共用しているものがあった。	感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(厚生労働省2019年3月発出)等を参考に、衛生管理について見直すこと。
預かり金の出納管理について	18	預かり金の使途の詳細について、記録の整理ができていなかった。	入居時に利用者から預り金がある場合、その後の使途について記録し適切な出納管理を行うこと。
栄養管理体制加算について	19	管理栄養士が従業者に対して行う技術的助言及び指導についての記録が不十分であった。	栄養ケアに係る技術的助言及び指導について、記録に残すこと。
看取り介護加算について	20	看取りに関する指針の内容を説明し、同意したことが分からなかった。	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
	21	看取りに関する指針に盛り込むべき項目が不十分だった。	看取りに関する指針に盛り込むべき項目をふまえること。
	22	看取りに関する職員研修を行っていることが、記録上分からなかった。	看取り介護の実施に当たっては、看取りに関する職員研修を行い、記録に残すこと。
医療連携体制加算について	23	重度化指針について、入居の際に利用者又は家族に対して説明し、同意を得ていることが分からなかった。	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
	24	重度化した場合の対応に係る指針に盛り込むべき項目が不十分だった。	重度化した場合における対応に係る指針を適切に整備すること。
身体拘束廃止未実施減算について	25	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催したことが分からなかった。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
	26	身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を年2回以上実施していなかった。また研修の実施内容について記録していなかった。	事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、研修の内容についても記録すること。

実地指導の指摘事項について

地域密着型介護老人福祉施設

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
内容及び手続の説明及び同意について	1	重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。	利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。
入退所について	2	入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討されていなかった。	要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることにかんがみ、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
サービスの提供の記録について	3	提供した具体的なサービスの内容等が記録されていないものがあつた。	サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針について	4	身体的拘束等の適正化のための指針について、現状と相違があつた。	指定地域密着型介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」について、現状と一致させ正しく記載すること。
	5	身体的拘束適正化検討委員会において報告された事例及び分析結果を従業者に周知したことが確認できなかった。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
地域密着型施設サービス計画の作成について	6	アセスメントを入所者に面接して行ったことが記録上分からないものがあった。	アセスメントに当たっては、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならないとされているため、面接により行ったことを記録しておくこと。
	7	地域密着型施設サービス計画を利用者に交付したことが確認できなかった。	地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
	8	モニタリングについて、入所者に面接することができない特段の事情について、具体的な内容を記録していないものがあった。	モニタリングについては定期的に面接して行い、特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
介護について	9	介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施したことが記録上分からなかった。	介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施すること。
運営規程について	10	運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。	運営規程を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
勤務体制の確保等について	11	月ごとの勤務表において、従業員の常勤・非常勤の別が明確でなかった。	指定地域密着型介護老人福祉施設は、月ごとの勤務表において、従業員の常勤・非常勤の別を明確にすること。
非常災害対策について	12	避難経路に障害物が置いてあった。	避難経路については、非常災害時、避難の妨げにならないよう、整備すること。
看取り介護加算について	13	看取りに関する職員研修を行っていることが、記録上分からなかった。	看取り介護の実施に当たっては、看取りに関する職員研修を行い、記録に残すこと。

実地指導の指摘事項について

小規模多機能型居宅介護

基準	No.	指摘事項	改善の趣旨
設備及び備品等について	1	相談室のプライバシーが保たれていなかった。	相談室については、遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮すること。
内容及び手続の説明及び同意について	2	重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。	利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。
非常災害対策について	3	非常口の標示がない箇所があった。	非常口の標示をすること。
協力医療機関等について	4	協力医療機関を定めていることが確認できなかった。	サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

実地指導の名称変更について

- 国が定めている「介護保険施設等指導指針」より「実地指導」→「**運営指導**」へ名称変更
併せて市の要綱「都城市介護保険施設等指導要綱」についても、改正予定です。
今後は、運営指導の名称で実施していきます。内容について大きな変更はなく、今まで同様、原則実地にて行います。
今後、運営指導への御協力を宜しくお願いします。

運営推進会議について

運営推進会議について

1. 運営推進会議とは

地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

※「都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の規定に基づく。

2. 対象サービスと開催回数

サービス種別	開催回数
地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護	おおむね 6カ月に1回以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	おおむね 2カ月に1回以上

開催回数はサービスごとに異なりますが、運営推進会議の設置及び開催が義務付けられており、**実施されていない場合は、指導の対象(運営基準違反)**となりますので御注意ください。

運営推進会議について

3. 運営推進会議開催の流れ

① 開催日の決定 開催案内通知

- ・市職員または地域包括支援センター職員の担当は、毎年4月に通知します。
- ・市職員または地域包括支援センター職員への開催案内を通知する場合は、遅くとも開催日の3週間前までをお願いします。

② 会議の実施

- ・議題については、事業所の活動報告や利用者家族の要望、事業所において検討したい内容や改善したい項目など自由に設定してください。
- ・事業者が議事を進め、各構成員が率直な意見交換が行えるような雰囲気づくりに努めてください。

③ 議事録の提出 議事録等の公表

- ・会議実施後、**2週間以内**に議事録を市介護保険課へ提出してください。また、包括支援センター職員が構成員の場合は、会議資料も提出ください。
- ・議事録については、個人情報取り扱いに配慮した上で、事業所内の訪問者が見えやすい場所に掲示またはファイル等に綴り自由に閲覧できるようにする、事業所のホームページ等に掲載する、利用者や家族に対して会報を配布する等で、記録を公表してください。

運営推進会議について

4. 新型コロナウイルス感染症への対応

※令和2年2月28日付け通知内容

感染拡大防止の観点から、運営推進会議を開催できない場合は、次の2点の代替措置を講じることにより、基準違反とならない取り扱いとします。

なお、開催を中止する場合は、出席予定者にその旨を連絡してください。

- ① 構成員に対し会議資料等を送付し、運営状況等の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。会議資料等については、事業所活動の様子の写真を載せるなど、構成員が評価等をしやすいよう通常開催の会議資料よりも詳しく作成してください。
- ② 議事録に本来の開催予定日、中止の理由、上記①の対応内容および受けた評価等を記載し、事業所で保管、公表するとともに市へ議事録等を提出してください。

※ 注意

書面開催をした場合の議事録提出の遅い事業所が多く見受けられます。会議終了後、**必ず2週間以内に議事録を提出**してください。

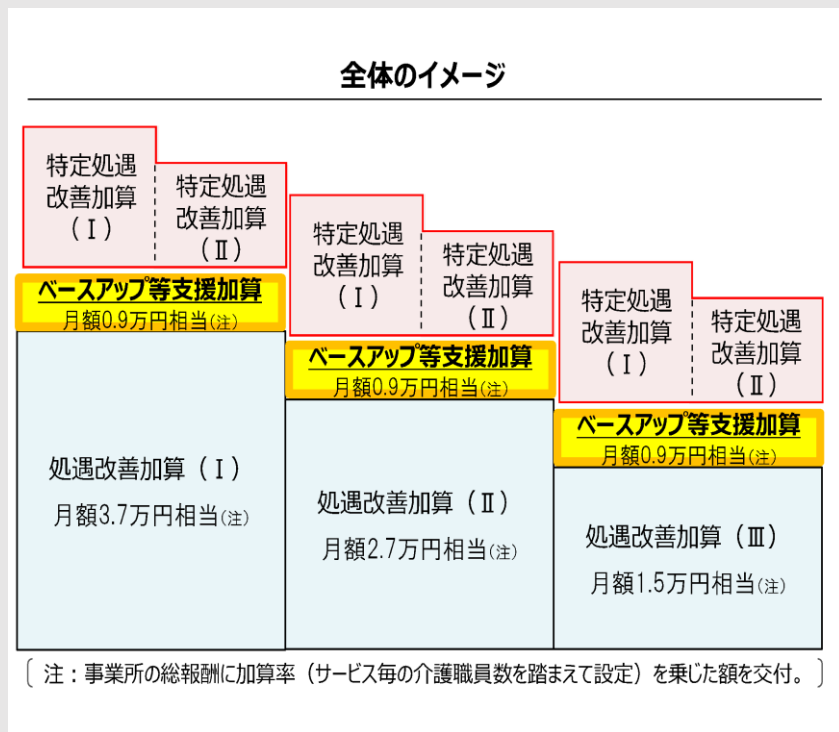
介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員等ベースアップ等支援加算について

1. 介護職員等ベースアップ等支援加算とは

令和4年10月から創設された新しい加算で、介護職員等の収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるために設けられた加算です。令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善補助金による賃上げの効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、ベースアップ等支援加算により基本給等の引上げによる賃金改善を図るための制度です。

※介護保険最新情報Vol.1082(令和4年6月21日)参照



介護職員等ベースアップ等支援加算について

2. 加算取得の要件

- ① 介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること。
- ② 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（「基本給」または「決まって毎月支払われる手当て」）に使用すること。

3. 対象となる職種

介護職員。ただし、事業所の判断により、**他の職員の充てることができる**よう柔軟な運用を認める。

4. 申請方法

指定様式にて計画書を作成し、**算定開始月の前々月末日**までに指定権者へ提出。
(3月開始であれば1月末までに提出)

介護職員等ベースアップ等支援加算について

5. サービス種類ごとの加算率

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬（※1）に乘じる形で、単位数を算出。

サービス区分（※2）	加算率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.4%
・（介護予防）訪問入浴介護	1.1%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.1%
・（介護予防）通所リハビリテーション	1.0%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2.3%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.3%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）短期入所生活介護	1.6%
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	0.8%
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	0.5%
・介護医療院 ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	0.5%

※1 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

※2 （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は加算対象外。

令和5年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書について

令和5年度 処遇改善計画書の提出スケジュール

介護保険最新情報 Vol.1031（令和4年12月20日）で厚生労働省より通知がありました。

- ① **計画書等の様式の簡素化**を検討しており、見直し後の様式については**2月末を目途で発出**する予定。
- ② 計画書の提出については、通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、**令和5年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする**予定。



介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算の新規取得について

- 介護職員処遇改善加算・・・市内事業所
約9割が取得済!!
- 計画書、実績報告書・・・**様式の簡素化!!**
提出書類の削減!!

加算を取得されていない事業所については、**職員の給料アップ**のため、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

事業所評価加算について (総合事業通所介護)

事業所評価加算について

●事業所評価加算とは

選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービス)を行う事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間(各年1月1日～12月31日)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合に、当該評価期間の翌年度における通所型サービスの提供につき加算を行うものです。

事業所評価加算について

●事業所評価加算の流れ

- 10月頃・・・対象事業所へ届出に関する内容を通知
→加算を取りたい事業所は期限までに提出
- 11月～12月頃・・・国保連合会で評価
- 12月下旬～2月上旬・・・適合(不適合)の結果通知発送
- 4月～・・・適合事業所は、事業所評価加算の算定開始

※市のホームページに「令和5年度の介護事業所評価加算対象事業所を公表します」にて、算定基準の要件や評価基準値、対象事業所等について掲載しています。
ID番号検索にて「4588」と入力し、検索してください。

●令和5年度事業所評価加算算定基準適合事業所

- デイサービス正寿の都
- デイサービスセンター元気の里
- にこにこデイサービス
- リハシャインみやこんじょ
- デイサービスセンターたでいけ至福の園
- コンパスウォーク三股
- リハビリデイサービス希望
- 通所リハビリテーションー喜ー喜
- 医療法人社団宮本整形外科
- 介護老人保健施設グリーンケア学園木花
- 通所リハビリテーションあびりんす
- 橘病院通所リハビリセンター たちばな
- 介護老人保健施設 メディケア盛年館訪問リハビリテーション

介護予防・日常生活支援総合事業の Q&Aの更新について

都城市ホームページ ID検索番号 1994